

財政健全化法に基づく室戸市の「平成19年度財政健全化判断比率等」を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の一部が平成20年4月に施行されたことに伴い、平成19年度決算に基づく財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率を公表します。

この法律のねらいは、自治体の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図ることにあり、平成21年4月からは、同法が完全施行になり、平成20年度決算以降、国の定める早期健全化基準及び財政再生基準を超えた場合、自主的な改善努力による「財政健全化計画」及び国の関与を伴う「財政再生計画」の策定が義務付けられます。

財政健全化判断比率

	室戸市の数値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	14.69%	20.00%
連結実質赤字比率	8.25%	19.69%	40.00%
実質公債費比率	17.2%	25.0%	35.0%
将来負担比率	218.2%	350.0%	

実質赤字比率とは一般会計等（一般会計と一部の特別会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、室戸市においては赤字になっていないため数値は出ていません。

連結実質赤字比率とは、全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、室戸市においては国民健康保険事業会計（赤字額 4億8,500万円）、住宅新築資金等貸付事業会計（同 1億5,900万円）、老人保健事業会計（同1,700万円）が赤字であり8.25%の数値となっています。

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する公債費（市の借金の返済額）の標準財政規模に対する比率で、室戸市においては17.2%の数値となっています。

将来負担比率とは一般会計等が将来負担すべき負債の標準財政規模に対する比率で室戸市においては、将来の主な負債として、地方債（借金）残高（136億8,800万円）、芸東衛生組合や安芸広域市町村圏事務組合への負担金（21億8,700万円）、職員の退職手当（27億6,500万円）、土地開発公社の負債額（10億6,100万円）などがあり、218.2%の数値となっています。

* 標準財政規模とは

自治体が標準的な状態の時、通常収入される一般財源（主に市税収入や普通交付税等）の規模で、室戸市においては平成19年度の標準財政規模は55億1,700万円となっています。

公営企業資金不足比率

	室戸市の数値	経営健全化基準
資金不足比率	-	20%

資金不足比率とは、公営企業会計（室戸市においては水道事業会計）の資金不足額の事業規模（主に水道料金収入額）に対する比率で、室戸市においては資金不足が生じていないため数値は出ていません。

- * 平成19年度決算に基づく財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率は全て健全化基準を下回っています。しかしながら連結実質赤字比率が出ていること、平成22年度に公債費のピークを迎え、今後実質公債費比率が上昇する見込であることなど、財政状況は大変厳しい状況にあります。本市では平成19年度に「室戸市集中改革プラン推進計画」を策定し、財政健全化に向けた取り組みをおこなってまいりましたが、今後も引き続きその取り組みを推進してまいります。

* この件に関するお問い合わせ先

企画財政課 財政班

TEL 0887-22-5113

FAX 0887-22-1120